

岩倉市子ども・子育て支援事業計画の概要と点検及び評価について

1 計画の概要

- 平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連 3 法が成立し、平成 27 年 4 月から子ども・子育て新制度が始まった。
 - ・質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
 - ・保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
 - ・地域の子ども・子育て支援の充実を目指す。
- 子ども・子育て支援法第 2 条の基本理念を踏まえ、同法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として平成 27 年 3 月に 5 年を計画期間として策定した（※全国の各市町村で策定義務）。また、新たな 5 年（令和 2 年度～令和 6 年度）を計画期間とする第 2 期計画を令和元年度に策定した。
- 本市の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保方策等を定め、子ども・子育て支援施策の計画的な実施を目指すもの。
- 子育て家庭への利用希望把握調査結果や子ども・子育て支援事業計画におけるこれまでの実績をもとに、子どもを取り巻く現状と今後の施策・事業の方向を「岩倉市子ども・子育て会議」において検討を進め、計画を策定した。
- 計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課において毎年度施策の進捗状況を調査し、把握する。また、岩倉市子ども・子育て会議において、計画の進捗状況等を点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施する。なお、計画内容については、必要に応じて見直すこととする。

- 2 計画期間
 - 第 1 期 平成 27 年度～平成 31 年度（令和元年度）
 - 見直し 平成 29 年度（量の見込み及び確保目標量の修正）
 - 第 2 期 令和 2 年度～令和 6 年度

3 点検及び評価の対象とする事業

- ・第 4 章 計画の策定（基本事項）「3 教育・保育の量の見込みと確保方策」から「6 その他の子ども・子育て支援施策」までの事業

4 点検及び評価の内容

- ・事業ごとの「確保方策」の進捗状況。計画と実績に乖離がある場合は、その理由の分析と今後の対応方策
- ・質の向上項目の実施状況
- ・計画全体の成果

5 報告票の留意事項

- (令和4年度実績) の欄の「量の見込み」については、計画策定時に実施したアンケート調査の結果をもとに、国が示した計算式により算出された数値となっています。(全国的に国が積み上げるための基礎数値)
- 「確保目標量」については、「量の見込み」のニーズ量を確保するために目標とするサービス量を示していますが、計画策定時にすでに満たしているものもあります。
- (進捗状況の評価結果) の欄については、事業担当課が記入しています。